

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 2 日

株式会社 INPEX

2024年4月2日

## 吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
株式会社 INPEX  
代表取締役社長 上田 隆之

株式会社 INPEX（以下「当社」といいます。）は、2022年12月26日付けで、株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、TRDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、本合併は、2024年4月1日付けで効力が生じました。

本合併に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第801条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第200条の定めに基づく事後開示事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2024年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

TRDの発行済株式の全てを当社が保有しているため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による本合併の差止請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

TRDの発行済株式の全てを当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求はありませんでした。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

TRDは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

TRDは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2024年2月28日付けの官報及び日刊工業新聞において公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はございません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はございません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 28 日付けの官報において公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
当社は、本合併により、本合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、TRD から、その資産、負債その他の権利及び義務の一切を承継いたしました。当社が TRD から承継した資産の額は 48,986 百万円（概算値）、負債の額は 1,615 百万円（概算値）です。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙のとおりです。
6. 会社法 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2024 年 4 月 3 日（予定）
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に従い、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を実施いたしましたところ、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主が有する株式の数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回っております。

以 上

別紙 TRD の事前開示書面

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 2 月 28 日

株式会社 INPEX トレーディング

2024年2月28日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
株式会社INPEX トレーディング  
代表取締役社長 矢嶋 慈治

株式会社INPEX トレーディング（以下「当社」といいます。）は、2022年12月26日付けで、株式会社INPEX（以下「INPEX」といいます。）との間で、2024年4月1日を効力発生日として、INPEXを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う旨の吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。本合併に係る会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第782条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第182条の定めに基づく事前開示事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

当社及びINPEXが2022年12月26日に締結した本合併契約の内容は、別紙1「吸収合併契約書」記載のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

当社はINPEXの完全子会社であり、本合併に係る対価の交付はありません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はございません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

### 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項）

#### (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

##### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

③ 最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社及びINPEXの最終事業年度におけるそれぞれの資産の額は、それぞれの負債の額を上回っており、最終事業年度の末日以降もそれぞれの財務状態に重大な変動を生じさせる事象は発生しておらず、本合併に係る効力発生日以降のINPEXの収益状況及びキャッシュフローの状況を踏まえても、債務の履行に支障を及ぼす事情は予測されておられません。したがって、本合併の効力発生日以後におけるINPEXの債務の履行の見込みは十分にあると判断しております。

以上

別紙 1 本合併契約



## 吸収合併契約書

株式会社 INPEX（以下「INPEX」という。）及び株式会社 INPEX トレーディング（以下「TRD」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併の方法）

INPEX 及び TRD は、本契約に定めるところにより、INPEX を吸収合併存続会社、TRD を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、INPEX は、本吸収合併により TRD の権利義務の全部を承継する。

### 第2条（商号及び住所）

INPEX 及び TRD の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) INPEX の商号及び住所

商号：株式会社 INPEX

住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号

(2) TRD の商号及び住所

商号：株式会社 INPEX トレーディング

住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号

### 第3条（本吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項）

INPEX は、TRD の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際して、TRD の株主に対して、その保有する TRD の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

### 第4条（本効力発生日）

1. 本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。
2. INPEX 及び TRD は、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第5条（INPEX の増加する資本金及び準備金等の額）

本吸収合併により、INPEX の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第6条（株主総会）

1. INPEX は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき、INPEX の株主総会の決議による承認を受けることなく本吸収合併を行う。
2. TRD は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき、TRD の株主総会の決

議による承認を受けることなく本吸収合併を行う。

本契約  
の上、

#### 第7条（会社財産の引継ぎ）

TRD は、INPEX に対し、本効力発生日において、TRD の資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぐ。

2022

#### 第8条（会社財産の管理）

INPEX 及び TRD は、本契約締結日後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ INPEX 及び TRD が協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本吸収合併の条件の変更及び本吸収合併の中止）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、INPEX 又は TRD の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくは生じることが明らかとなった場合、又はその他本契約の目的の達成が困難となった場合には、INPEX 及び TRD は、協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収合併を中止することができる。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、INPEX 及び TRD が協議し合意の上、これを定める。

（本頁以下余白）

本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、INPEX及びTRDがそれぞれ記名押印の上、INPEX及びTRDがそれぞれ各1通を保有する。

2022年12月26日

INPEX：東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社INPEX

代表取締役 上田 隆之



TRD：東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社INPEX トレーディング

代表取締役 矢嶋 慈治





別紙 2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 貸借対照表

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	前期 (ご参考) (2022年12月31日)	当 期 (2023年12月31日)	科 目	前期 (ご参考) (2022年12月31日)	当 期 (2023年12月31日)
<b>資 産 の 部</b>			<b>負 債 の 部</b>		
<b>流 動 資 産</b>	<b>791,654</b>	<b>415,106</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>97,831</b>	<b>76,368</b>
現金及び預金	454	336	買掛金	23,749	580
売掛金	39,345	22,291	短期借入金	—	21,273
製品	10,238	3,174	1年内返済予定の長期借入金	16,903	16,618
仕掛品及び半成工事	306	2	リース債務	25	60
原材料及び貯蔵品	23,862	18,638	未払金	26,090	20,894
前渡金	119	1,868	未払費用	7,896	8,273
前払費用	3,363	3,487	未払法人税等	1,793	1,796
関係会社短期貸付金	181,152	67,924	前受金	21	3
関係会社預け金	533,087	324,694	預り金	3,650	508
その他	53,605	34,279	関係会社預り金	5,347	—
貸倒引当金	△53,882	△61,591	賞与引当金	1,231	1,710
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,243,975</b>	<b>2,242,397</b>	役員賞与引当金	130	120
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>221,531</b>	<b>218,603</b>	事業損失引当金	8,631	3,080
建物	15,497	14,810	資産除去債務	708	858
構築物	136,354	129,422	その他の	1,651	590
坑井	5,620	4,601	<b>固 定 負 債</b>	<b>829,731</b>	<b>662,964</b>
機械及び装置	39,638	42,249	社債	30,000	30,000
車両運搬具	22	17	長期借入金	711,321	527,111
工具器具備品	1,155	991	リース債務	166	402
土地	15,885	15,791	繰延税金負債	1,363	—
リース資産	174	509	株式給付引当金	245	422
建設仮勘定	7,182	10,211	関係会社事業損失引当金	20,430	28,091
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>28,640</b>	<b>21,725</b>	関係会社債務保証損失引当金	45,910	55,852
れん	22,597	15,644	資産除去債務	20,133	20,814
業権	6	6	その他	161	268
ソフトウェア	1,705	1,676	<b>負 債 合 計</b>	<b>927,563</b>	<b>739,332</b>
その他	4,331	4,397	<b>純 資 産 の 部</b>		
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,993,803</b>	<b>2,002,068</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,104,983</b>	<b>1,937,592</b>
投資有価証券	28,618	24,878	資 本 金	290,809	290,809
関係会社株式	1,876,450	1,975,167	資 本 剰 余 金	1,023,802	1,023,802
関係会社長期貸付金	131,506	52,985	資 本 準 備 金	1,023,802	72,802
長期前払費用	212	463	その他資本剰余金	—	951,000
前払年金費用	3,058	5,638	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>911,728</b>	<b>844,309</b>
繰延税金資産	36,755	18,944	その他利益剰余金	911,728	844,309
その他	8,183	12,019	探鉱準備金	8,108	3,023
貸倒引当金	△690	△743	繰越利益剰余金	903,620	841,285
探鉱投資引当金	△90,292	△87,286	<b>自 己 株 式</b>	<b>△121,358</b>	<b>△221,330</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,035,629</b>	<b>2,657,503</b>	評価・換算差額等	3,082	△19,421
			その他有価証券評価差額金	4,546	4,999
			繰延ヘッジ損益	△1,463	△24,420
			<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,108,065</b>	<b>1,918,170</b>
			<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,035,629</b>	<b>2,657,503</b>

※ 前期(ご参考)は監査対象外です。

# 損益計算書

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	前 期(ご参考) (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)	当 期 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)
売 上 高	241,042	265,246
売 上 原 価	209,341	195,259
売 上 総 利 益	<b>31,700</b>	<b>69,987</b>
探 鉱 費	817	6,283
販売費及び一般管理費	41,974	42,441
営業利益又は営業損失(△)	<b>△11,091</b>	<b>21,262</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,694	28,711
受 取 配 当 金	190,299	41,355
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,972	3,781
為 替 差 益	13,665	967
そ の 他	21,910	15,283
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,218	30,281
関 係 会 社 株 式 評 価 損	324	8,369
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,778	7,761
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,828	8,226
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,333	10,714
そ の 他	1,616	6,490
経 常 利 益	<b>203,674</b>	<b>39,517</b>
税 引 前 当 期 純 利 益	<b>203,674</b>	<b>39,517</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,064	△278
法 人 税 等 調 整 額	△29,046	17,039
当 期 純 利 益	<b>231,656</b>	<b>22,757</b>

※ 前期(ご参考)は監査対象外です。

## ■ 計算書類

### 株主資本等変動計算書

(自 2023年 1月 1日)  
(至 2023年12月31日)

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					探 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	290,809	1,023,802	—	1,023,802	8,108	903,620	911,728
当 期 変 動 額							
資本準備金の取崩		△951,000	951,000	—			
探鉱準備金の積立					3,023	△3,023	—
探鉱準備金の取崩					△8,108	8,108	—
剰余金の配当						△90,176	△90,176
当 期 純 利 益						22,757	22,757
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	△951,000	951,000	—	△5,084	△62,334	△67,419
当 期 末 残 高	290,809	72,802	951,000	1,023,802	3,023	841,285	844,309

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△121,358	2,104,983	4,546	△1,463	3,082	2,108,065
当 期 変 動 額						
資本準備金の取崩		－				－
探鉱準備金の積立		－				－
探鉱準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△90,176				△90,176
当期純利益		22,757				22,757
自己株式の取得	△99,999	△99,999				△99,999
自己株式の処分	28	28				28
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			453	△22,957	△22,503	△22,503
当期変動額合計	△99,971	△167,391	453	△22,957	△22,503	△189,895
当 期 末 残 高	△221,330	1,937,592	4,999	△24,420	△19,421	1,918,170

# 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法

仕掛品及び半成工事

個別法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 3～60年

坑井 3年

機械及び装置 2～22年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、のれんの償却については、20年の定額法で償却することとしております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 探鉱投資引当金

資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。

#### 事業損失引当金

当社における石油・天然ガスの開発、生産及び販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 関係会社債務保証損失引当金

関係会社に対する債務保証等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時に一括費用処理することとしております。

また、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

#### 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は国内において、原油・天然ガス（LPG含む。以下同じ）の探鉱・開発、生産及び販売を行っております。これらの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち原油・天然ガスについては顧客に製品を引き渡した時点又はインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で、製品の法的所有権、物的占有権又は製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得ると判断しているため、その時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

## 5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 関係会社株式

ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動をもとに比較を行い、有効性を評価しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社はグループ通算制度を適用しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

損益計算書

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「関係会社株式評価損」は金額的重要性により、当事業年度より区分掲記しました。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 25,615百万円

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

当事業年度末において将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、回収が可能な将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに大きく依拠しております。当該見積りは、将来の販売数量、原油・天然ガス価格、操業費及び販売費及び一般管理費等を主要な仮定としております。

これらの見積り及び仮定は、ロシア・ウクライナ情勢及び気候変動対応としてのネットゼロカーボン社会への移行による影響等、当事業年度末において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[追加情報]

役員報酬BIP信託

連結計算書類における連結注記表の追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 4,880百万円

上記は関連会社の債務の担保目的で差し入れたものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 346,374百万円

3. 保証債務

銀行借入等に対する債務保証等

	百万円
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	212,730
Ichthys LNG Pty Ltd	85,865
ジャパン石油開発(株)	72,328
(株)INPEX北カスピ海石油	45,098
Tanggung Trustee※	31,945
(株)INPEXコンソン	22,833
(株)INPEXサウル石油	21,060
INPEX Energy Trading Singapore Pte. Ltd.	17,367
インペックスジオサーマルサルーラ(株)	11,482
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	1,465
PT Supreme Energy Sumatera	1,368
Clusius C.V.	1,169
(株)INPEXロジスティクス	1,016
Q10 Offshore Wind B.V.	820
Sarulla Geothermal Operation Joint Operation Contractor Group	748
小安地熱(株)	404
INPEX Ichthys Pty Ltd	265
Girgarre Solar Farm Trust	171
妙高グリーンエナジー(株)	35
High Street Corporation Pty Ltd	7
Enel Green Power Australia Pty Ltd	1
従業員(住宅資金借入)	0
合計	528,188

※MI Berau B.V.及びMIベラウジャパン(株)を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入(第3トレイン建設に係る借入であり、権益比率に応じた当社分の保証負担額のみを記載しております。)

4. 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

	百万円
短期金銭債権	21,629
長期金銭債権	53
短期金銭債務	4,917
長期金銭債務	71

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	38,583
仕入高	141,616
その他の営業取引	37,546
営業取引以外の取引高	84,590

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	128,422,706株
------	--------------

(注) 当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が891,560株含まれております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

探鉱投資引当金	24,442百万円
関係会社株式評価損	96,612百万円
投資有価証券評価損	1,171百万円
退職給付引当金	884百万円
事業損失引当金	862百万円
関係会社事業損失引当金	7,866百万円
資産除去債務	6,069百万円
賞与引当金	479百万円
貸倒引当金	17,455百万円
関係会社債務保証損失引当金	15,640百万円
減損損失	3,286百万円
繰越欠損金	5,524百万円
その他	2,809百万円
繰延税金資産小計	183,104百万円
評価性引当額	△157,489百万円
繰延税金資産合計	25,615百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,370百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	3,934百万円
探鉱準備金	1,176百万円
その他	188百万円
繰延税金負債合計	6,670百万円
繰延税金資産(負債)の純額	18,944百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理並びに開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類における連結注記表の〔収益認識に関する注記〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	(株) I N P E X 北カスピ海石油	所有割合 (直接) 51.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金	48,289
				金銭の貸付 (注1)	31,286	関係会社 短期貸付金	5,854
				受取利息 (注1)	14,069	流動資産 その他 (未収利息)	150
				債務保証 (注2)	45,098	—	—
				受取保証料 (注2)	509	流動資産 その他 (未収収益)	120
	INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	出資の引受 (注3)	233,414 (百万米ドル) 1,700	—	—
				有償減資 (注3)	258,426 (百万米ドル) 1,810	—	—
				資金の管理 (注4)	—	関係会社預け金	324,694
				受取利息 (注1)	14,458	流動資産 その他 (未収利息)	1,265
				債務保証 (注2)	212,730	—	—
				受取保証料 (注2)	167	流動資産 その他 (未収収益)	40
	INPEX Gas British Columbia Ltd.	所有割合 (直接) 45.09% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (注5)	2,422	関係会社 短期貸付金	61,591
	ジャパン石油 開発(株)	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	債務保証 (注2)	72,328	—	—
				受取保証料 (注2)	76	流動資産 その他 (未収収益)	18

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 (間接) 100.00%	製品・原材料 の仕入・販売	製品・原材料の 仕入 (注6)	43,747	—	—
		被所有割合 —%		製品・原材料の 販売 (注6)	36,837	—	—
	INPEX Australia Mirai Energies Pty Ltd	所有割合 (直接) 100.00%	出資	出資の引受 (注7)	56,305 (百万米ドル) 381	—	—
	INPEX Europe Limited	所有割合 (直接) 100.00%	役員の兼任、 出資	出資の引受 (注8)	48,303 (百万英ポンド) 295	—	—
関連会社	Ichthys LNG Pty Ltd	所有割合 (間接) 66.245%	製品・原材料 の仕入	債務保証 (注2)	85,865	—	—
		被所有割合 —%		製品・原材料の 仕入 (注6)	66,642	—	—

(注1) 金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 債務保証は開発事業資金等として金融機関からの融資に対して保証したものであり、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。債務保証の取引金額は期末現在の保証残高であります。

(注3) INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.の主たる業務である為替リスク管理に伴って、当社が1株1ドルの出資の引き受け、及び1株1ドルの有償減資を受けたものです。

(注4) 当社グループはグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてキャッシュ・マネジメント・システム(以下CMS)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとにと取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注5) 金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。また、当貸付については、61,591百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注6) 全ての取引について、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注7) 当社がINPEX Australia Mirai Energies Pty Ltdの行った株主割当増資を1株1ドルで引き受けたものであります。

(注8) 当社がINPEX Europe Limitedの行った株主割当増資を1株1GBPで引き受けたものであります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	1,524円48銭
2. 1株当たり当期純利益	17円58銭

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響から緩やかに回復しました。雇用・所得環境が改善する下で、さらなる回復が続くことが期待されています。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、ロシア・ウクライナ情勢及びイスラエル・パレスチナ紛争、金融資本市場の変動等の影響は引き続き懸念されています。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす**国際原油価格**は、代表的指標の一つであるブレント原油(期近物終値ベース)で当期は1バレル当たり82.10米ドルから始まり、1月は中国のゼロコロナ政策の終了による原油需要の回復への期待等を背景に原油価格は続伸しました。その後は、春先にかけて米欧の複数の金融機関の経営難が世界経済を下押しするリスク懸念から概ね70~75米ドル程度で推移しましたが、原油価格は上昇トレンドを描き、9月後半には一時的に95米ドル超の値をつけました。10月に入るとイスラエル・パレスチナ紛争を背景に原油価格が一時的に乱高下する不安定な局面もありました。12月のOPEC+の会合にて、産油国による原油生産目標の引き下げ(減産強化)が見送られたことによって当該減産規模に関する不透明感が市場で強まったこと等から原油価格は軟調に推移し、年度末で77.04米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である**為替相場**ですが、当期は1米ドル131円台で始まり、年間の大部分を通じて大幅な円安が進んだことで、一時は151円台まで値上がりしました。期末にかけては円高に振れたこともあり、期末公示仲値(TTM)については前期末から9円12銭円安の141円82銭となりました。

原油価格(ブレント)の推移(終値)



為替(米ドル対円相場)の推移  
(みずほ銀行公示のTTM(仲値))



当社の当期連結業績につきましては、原油の販売価格の下落により、**売上高**は前期比1,589億円、6.8%減の2兆1,657億円となりました。このうち、原油売上高は前期比1,694億円、9.5%減の1兆6,092億円、天然ガス売上高は前期比106億円、2.0%増の5,357億円です。当期の販売数量は、原油が前期比92千バレル、0.1%減の138,024千バレルとなり、天然ガスは前期比37,398百万立方フィート、8.5%増の479,814百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは前期比36,825百万立方フィート、10.5%増の387,974百万立方フィート、国内天然ガスは前期比16百万立方メートル、0.6%増の2,452百万立方メートル、立方フィート換算では91,502百万立方フィートです。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり82.83米ドルとなり、前期比14.88米ドル、15.2%下落、海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり5.62米ドルとなり、前期比1.27米ドル、18.4%下落、また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり90円08銭となり、前期比8円10銭、9.9%上昇しております。売上高の平均為替レートは1米ドル140円62銭となり、前期比8円87銭、6.7%の円安となりました。

売上高の減少額1,589億円を要因別に分析しますと、販売数量の増加により366億円の増収、平均単価の下落により3,200億円の減収、売上の平均為替レートが円安となったことにより1,245億円の増収、その他の売上高が1億円の減収となりました。

一方、売上原価は前期比494億円、5.2%減の8,939億円、探鉱費は前期比122億円、42.0%増の414億円、販売費及び一般管理費は前期比28億円、2.7%増の1,084億円です。以上の結果、**営業利益**は前期比1,245億円、10.0%減の1兆1,218億円となりました。

営業外収益は前期比246億円、7.3%減の3,110億円、営業外費用は金融資産の条件変更等から生じる損失の剥落等により、前期比576億円、41.1%減の824億円となりました。以上の結果、**経常利益**は前期比915億円、6.3%減の1兆3,504億円となりました。

特別損失は、豪州での環境規制強化等を含む外部環境の変化等に伴い一部プロジェクトで減損損失を計上したことにより890億円となりました。法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は前期比714億円、7.5%減の8,800億円、非支配株主に帰属する当期純利益は98億円となりました。以上の結果、**親会社株主に帰属する当期純利益**は前期比895億円、19.4%減の3,715億円となりました。なお、営業キャッシュ・フローは7,863億円、ROEは9.4%となりました。

(注) 1. 当期より会計方針の変更(IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂))を行い、前期との比較分析にあたっては、遡及修正後の数値を用いています。

2. 当期より報告セグメントの変更を行っており、前期との比較分析にあたっては、一部の販売数量及び平均価格につき集計方法の見直しが反映された後の数値を用いています。

ご参考

## 報告セグメントの変更

当社は、グローバルな石油・天然ガスの探鉱、開発、生産、販売及びそれらを行う企業に対する投融資、「石油・天然ガス事業（以下、O&G）」を主たる事業としてきたことから、従来地域別の報告セグメントを採用していましたが、事業ポートフォリオの大幅な組替えや長期戦略にネットゼロ5分野への取り組みが追加されたこと等から、当連結会計年度より、報告セグメントを「国内石油・天然ガス事業（以下、国内O&G）」及び「海外石油・天然ガス事業（以下、海外O&G）」に区分し、「海外O&G」については、当社グループの主要オペレーター・プロジェクトである「イクシスプロジェクト」とそれ以外の海外プロジェクトから構成される「その他のプロジェクト」に区分しています。なお、ネットゼロ5分野等、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては「その他」の区分に集約しています。

変更後の報告セグメントの内容は以下のとおりです。

### 変更前

報告セグメント
日本
アジア・オセアニア
ユーラシア (欧州・NIS諸国)
中東・アフリカ
米州



### 変更後

報告セグメント等		主な事業及びプロジェクト名
国内O&G		南長岡ガス田、直江津LNG基地
海外O&G	イクシスプロジェクト	豪州イクシス及び周辺探鉱
	その他のプロジェクト	豪州（イクシス除く）・東南アジア・欧州・アブダビ等におけるプロジェクト
その他		ネットゼロ5分野 輸送・販売事業、土木事業等

## 第18期親会社株主に 帰属する当期純利益



- 国内O&G  
419億円
- 海外O&G（イクシスプロジェクト）  
3,026億円
- 海外O&G（その他のプロジェクト）  
435億円

なお、第18期のセグメント情報は、当該変更後の区分に基づき作成したものを開示しており、各セグメントの利益は、従来の営業利益から親会社株主に帰属する当期純利益に変更しています。

また、同じく第18期より会計方針の変更(IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂))を行い、第17期は遡及修正後の数値を記載しています。

## 国内石油・天然ガス事業 (国内O&G)

親会社株主に帰属する  
当期純利益構成比

売上高

2,328億円 前期比 8.5%増 ↗

親会社株主に帰属する当期純利益

419億円 前期比 17.2%増 ↗

10.8%

国内最大級の南長岡ガス田の天然ガスと直江津LNG基地で受け入れた海外LNGを合わせ、製品ガスとしてパイプラインネットワークを通じた安定供給を実施しています。2023年度は平均気温上昇の影響等から、前年度に比べて天然ガス供給量は減少しました。その中で、2021年より開始した都市ガス事業者に対するカーボンニュートラル製品の販売においては、これまで24社との間で売買契約を締結しました。

また、2022年12月に開始した南長岡ガス田周辺北部地域における試掘調査は引き続き実施し、同地域における石油・天然ガスの賦存状況の確認を行っています。



直江津LNG基地



天然ガスパイプラインネットワーク

## ■ 海外石油・天然ガス事業 (海外O&G)

### イクシスプロジェクト

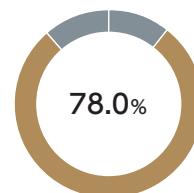
売上高

**3,731**億円 前期比 **1.3%**増 ↗

親会社株主に帰属する当期純利益

**3,026**億円 前期比 **3.3%**増 ↗

親会社株主に帰属する  
当期純利益構成比



豪州では、西オーストラリア州沖合のイクシスガス・コンデンセート田(イクシスLNGプロジェクト)において、開発・生産作業を実施しています。本プロジェクトは、日本企業が初めてオペレーター(操業主体)として手掛ける大型LNGプロジェクトであり、2018年7月末にガスの生産を開始後、同年10月以降、LNG、LPG並びにコンデンセートについて順次出荷を開始し、現在、安定的に生産を継続しています。

2023年3月にはLNGカーゴ累計500隻、12月には全生産物累計1,000隻の出荷を達成しました。今後も、1ヶ月あたり11隻程度のLNGカーゴの出荷体制を維持し、年間を通じ安全かつ安定した生産操業及び製品供給を行っていきます。

このほか、温室効果ガス排出量削減のため、ダーウィンの陸上ガス液化プラントから排出されるCO<sub>2</sub>の回収・貯留(CCS)に関する検討を推進し、2022年8月にはGHGアセスメント鉱区であるダーウィン沖合のG-7-AP鉱区を獲得しました。今後、評価作業を進めていきます。

また、既発見構造及び未試掘構造のポテンシャル評価のための地質物探評価作業等を継続し、2023年12月にはイクシスLNGプロジェクトの安定供給及び強靱化のため、既に天然ガス・コンデンセート田が発見されている西オーストラリア州の北方沖合に位置する豪州AC/RL7鉱区の権益を取得しました。今後もイクシスLNGプロジェクトを中心とした将来的な開発の拡張の可能性についても、検討していきます。



沖合生産・処理施設(CPF)



CPF内のコントロールセンター

## ■ 海外石油・天然ガス事業 (海外O&G)

### その他のプロジェクト

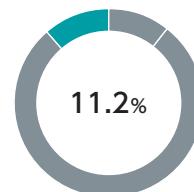
売上高

1兆5,295億円 前期比 11.2%減 ↓

親会社株主に帰属する当期純利益

435億円 前期比 63.2%減 ↓

親会社株主に帰属する  
当期純利益構成比



当社は、豪州・アブダビ・東南アジア・日本・欧州をコアエリアと設定しており、経営資源の集中によって事業効率性の向上を目指しています。

事業開始から50周年を迎えたアブダビは、アセットリーダーを務める下部ザクム油田を始め、当社の人材及び技術を重点的に投入している地域です。当社がオペレーターを務める陸上Block 4 鉱区では、早期生産開始に向け試掘・評価井の掘削・評価作業を継続しています。また、2023年1月にはアブダビにて取締役会を開催し、将来的な戦略や社会貢献活動の強化等を明らかにした「UAEコミットメント宣言書」を決議しました。引き続き、UAEと日本の良好な関係の維持・発展に努めていきます。

インドネシアでは、将来の成長の柱となるアバディLNGプロジェクトについて、2023年12月に、年間950万トンのLNG生産を計画する従来の開発計画にコスト回収を前提にCCSを新たに追加する改定開発計画(改定POD)がインドネシア政府当局により正式に承認されました。今後は、新たなパートナーとなったプルタミナ社・ペトロナス社と緊密に連携、協力しながら、現地での各種作業等をはじめプロジェクト活動を順次再開し、基本設計作業(FEED)を進めていきます。また、タングーLNGプロジェクトでは、天然ガス田でのCCUS事業を含む追加開発を検討し、今後LNG生産時のCO<sub>2</sub>削減にもさらに取り組んでいく他、ベトナムでは、コンソプロジェクトにおいて生産・開発を継続し、マレーシアでは、新たに鉱区を取得し、探鉱作業を開始しています。



アブダビにおける取締役会



アバディLNGプロジェクト プルタミナ社とのMOU(覚書)調印式の様子

## ／ 事業報告

豪州においては、イクシスLNGプロジェクトの他にプレリユードFLNGプロジェクトで生産・開発を継続しており、また、東チモールにおいては、バユ・ウンダンガス田で生産を継続しています。

低炭素化・脱炭素化の先進的な取組みを進めるノルウェーにおいては、スノーレ油田等の生産アセットの安定操業により収益を確保するとともに、既発見未開発油ガス田の開発促進、周辺地域での探鉱機会を追求します。当期はノルウェー海北部の複数鉱区の探鉱ライセンスを取得し、さらなるポートフォリオの拡充に資するべく探鉱を推進しています。同国では洋上風力発電や陸上水力発電からの電力を操業に活用する等の取組みを推進しており、温室効果ガス排出量の低い資産への入替えや既存事業の低炭素化を進めていきます。

また、これらコアエリアでの事業に加えて、世界有数の規模であるカザフスタンのカシャガン油田及びアゼルバイジャンのACG油田においても、安定生産に努めています。さらに、大規模な油田の可能性が期待されるイラクの探鉱鉱区では、商業開発に向けた準備作業中です。



スノーレプロジェクト



カシャガン油田

## ■ ネットゼロ5分野等

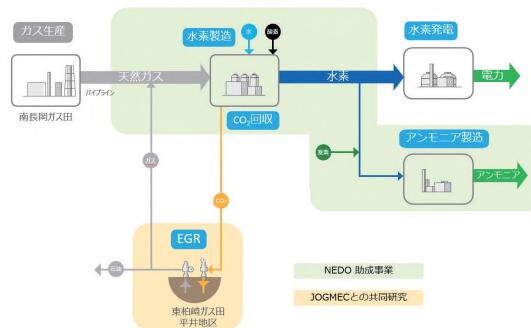
当社は、2050年ネットゼロカーボン社会を実現すべく、ネットゼロ5分野(水素・アンモニア、CCUS、再生可能エネルギー、カーボンリサイクル・新分野、森林保全)の事業を推進しています。

2023年は、イタリアの大手電力・エネルギー会社であるEnel社の豪州現地子会社への出資を通じて、豪州再生エネルギー事業に参入しました。今後は、更なる発電容量の拡大を目標とした新規アセットの開発、及びこれによる豪州のエネルギー転換促進を目指してまいります。

水素・アンモニア事業において、ブルー水素・アンモニア製造・利用一貫実証試験(新潟県柏崎市)は、2023年7月に建設工事に着手した上で2025年運転開始を目標に、これを基盤としたブルー水素事業は、2030年頃までに商業化を目標にしています。また、豪州では、同年6月グリーン水素事業に係る事業化検討調査が豪州政府補助金プログラムへ採択され、10月には日本水素エネルギー会社(JSE)に資本参加し、国際液化水素サプライチェーンの構築に向けた日豪間での実証事業への参画を決定しました。米国では、2023年10月にエア・リキードグループ、LSB Industries社及びVopak Moda Houston社と共同で、テキサス州ヒューストン港における大規模低炭素アンモニア事業のPre-FEEDを開始、同月Green Hydrogen International社と共同で、テキサス州南部におけるグリーン水素事業の共同スタディ契約を締結しています。引き続き事業化に向けて各案件を推進してまいります。



Enel社との署名式



ブルー水素・アンモニア製造・利用一貫実証試験

## 事業報告

CCUS事業において、CO<sub>2</sub>EOR実証(新潟県阿賀野市)では、2023年5月に実証試験に向けた坑井掘削が完了し、CO<sub>2</sub>圧入試験を実施しています。また、2023年8月にはJOGMEC(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)による令和5年度「先進的CCS事業の実施に係る調査」委託事業において、当社が関与する「首都圏CCS事業」と「日本海側東北地方CCS事業」が採択され、事業可能性調査を実施しています。

再生可能エネルギー事業において、洋上風力発電については、欧州において各発電所が運転中、国内では長崎県五島市沖での浮体式洋上風力施設建設を進めています。地熱発電については、インドネシアの各発電所が運転中、国内では秋田県小安地域にて運転開始に向けて建設工事を進めています。

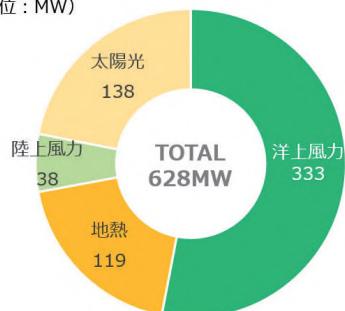
カーボンリサイクル・新分野事業においては、新潟県長岡市において、2023年6月に世界最大級のメタネーション試験設備の建設を開始し、2026年2月頃に当社ガスパイプライン経由で需要家への供給開始を予定しています。また、2023年7月にはアブダビにおけるメタネーションにかかる共同調査契約及びCO<sub>2</sub>とグリーン水素を原料とするメタノール・ポリプロピレン製造事業にかかる共同調査契約を締結しています。このほか、全日本空輸(ANA)・出光興産の両社との協業の下で、サプライチェーン全体のCO<sub>2</sub>排出量全量を実質ゼロ化したジェット燃料によるカーボンニュートラルフライトを実現しました。なお、従来から取り組んできた技術研究開発・新規事業投資をさらに加速させるべく、現行の組織を発展的に改組し、2024年1月にイノベーション本部を新設しました。

森林保全事業においては、イクシスにおける植林・サバンナ火災管理等の知見を踏まえた優良な森林保全事業からのクレジットの取得に加えて、新たな事業参画を検討中です。



## ネット発電容量内訳 (2023年12月末時点)

(単位：MW)



以下、当期における当社グループの主要事業部門の生産・販売状況をご報告します。

#### ①生産状況

当期中の当社グループの原油及び天然ガス等の生産状況は、下表のとおりです。

区 分	当期	前期比増減(%)
原 油	139.7百万バレル (日量382.8千バレル)	△1.9%
天然ガス	476.1十億CF (日量1,304.3百万CF)	7.7%
合 計	230.1百万BOE (日量630.3千BOE)	1.3%

区 分	当期	前期比増減(%)
コード	541.4t	△3.2%
発 電	1,726.4百万kWh	84.1%
硫 黄	153.1千t	150.5%

- (注) 1. 海外で生産されたLPGは原油に含まれます。  
 2. 原油及び天然ガス生産量の一部は、発電燃料として使用しています。  
 3. 上記の生産量は持分法適用関連会社の持分を含みます。  
 4. 当社グループが締結している生産分与契約にかかる当社グループの原油及び天然ガスの生産量は、正味経済的取分に相当する数値を示しています。なお、当社グループの権益比率ベースの生産量は、前期は原油153.2百万バレル(日量419.6千バレル)、天然ガス452.7十億CF(日量1,240.3百万CF)、合計239.7百万BOE(日量656.6千BOE)、当期は原油147.1百万バレル(日量403.1千バレル)、天然ガス486.0十億CF(日量1,331.4百万CF)、合計239.5百万BOE(日量656.0千BOE)となります。  
 5. BOE(Barrels of Oil Equivalent)原油換算量  
 6. コードは他社への委託精製によるものです。  
 7. 数量は小数点第2位を四捨五入しています。

## ／ 事業報告

### ②販売状況

当期中の当社グループの販売状況は、下表のとおりです。

報告セグメント等	区分	当期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)		前期比増減 (%)		
		販売量	売上高 (億円)	販売量	売上高	
国内O&G	原油	412千バレル	45	△12.1%	△24.2%	
	天然ガス(LPGを除く)	91,502百万CF	2,208	0.6%	10.6%	
	LPG	—	—	△100.0%	△100.0%	
	その他		75		△15.6%	
	小計		2,328		8.5%	
海外O&G	イクシス プロジェクト	原油	12,526千バレル	1,448	5.4%	△7.2%
		天然ガス(LPGを除く)	327,735百万CF	2,283	13.7%	7.5%
		小計		3,731		1.3%
	その他の プロジェクト	原油	125,086千バレル	14,492	△0.5%	△10.0%
		天然ガス(LPGを除く)	60,239百万CF	770	△4.4%	△28.7%
		LPG	452千バレル	29	317.4%	237.9%
		その他		2		△86.0%
		小計		15,295		△11.2%
その他	原油	—	105	—	96.4%	
	天然ガス(LPGを除く)	338百万CF	16	△3.3%	8.8%	
	LPG	—	49	—	90.3%	
	その他		129		27.4%	
	小計		300		53.0%	
合計	原油	138,024千バレル	16,092	△0.1%	△9.5%	
	天然ガス(LPGを除く)	479,814百万CF	5,278	8.5%	1.2%	
	LPG	452千バレル	78	315.2%	127.3%	
	その他		207		△0.7%	
	合計		21,657		△6.8%	

## 2) 設備投資等の状況

当期の投資額は3,500億円であり、このうち、探鉱投資が445億円、生産施設等石油・天然ガス開発投資や天然ガス供給インフラ施設の建設費等その他への設備投資等(権益取得による支出等を含む。)が3,054億円です。

なお、上記開発投資額には生産物回収勘定に計上している生産分与契約の開発投資相当額等317億円を含めています。

また、上記開発投資額にはイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)を含む主要な持分法適用関連会社での投資額のうち当社分を含めています。

## 3) 資金調達の状況

当期は、開発投資等を目的とした資金調達を実施しつつ、当社中期経営計画に沿って有利子負債の削減に努めています。このほか、開発投資・探鉱投資等に向けて、JOGMEC(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)の出資を受けています。

## 4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
	2020年度	2021年度	2022年度	(当 期) 2023年度
売 上 高 (億円)	7,710	12,443	23,246	21,657
経 常 利 益 (億円)	2,573	6,576	14,419	13,504
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (億円)	△1,116	2,230	4,610	3,715
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△76.50	153.87	337.37	287.05
純 資 産 (億円)	30,013	33,464	40,223	44,191
総 資 産 (億円)	46,345	51,581	62,598	65,231

(注) 1. 記載金額は億円未満を切捨てて表示しています。ただし、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)については小数点第3位を四捨五入して表示しています。

2. 第18期(当期)より会計方針の変更(IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂))を行い、第17期は遡及修正後の数値を記載しています。

## 5) 対処すべき課題

### 【経営環境】

2023年は、前年のロシアによるウクライナ侵攻を契機とした安全保障環境の緊迫化、国際関係における資源・エネルギーの戦略的利用、大幅な円安、物価の高騰等の環境が継続し、国際社会経済は引き続き不透明な状況です。さらに本年10月以降、イスラエル・パレスチナ紛争の激化が新たな不安定要素として加わり、世界経済の回復・成長は足元において見通しが困難な状況が続いています。

しかし、中長期的には世界の人口の拡大、新興国を中心とした経済成長等により、エネルギー需要は持続的に増加する基調は変わらないものと想定しています。このうちエネルギーの過半を占める石油・天然ガス需要については、世界経済の回復・成長に伴い、増加基調となるものと考えられ、中長期的にも、基調としてはアジアを中心とする堅調な需要が見込まれると考えています。また、石油・天然ガスは平時のみならず緊急時の燃料供給に貢献する点で、国民生活・経済活動に不可欠なエネルギー源と認識しています。

日本では、安定的なエネルギー供給確保のための石油・天然ガスの自主開発比率の向上が継続的な課題となっています。日本政府は、2021年に決定した第6次エネルギー基本計画において、石油・天然ガスの開発・生産・輸送はエネルギー安全保障上引き続き非常に重要な位置を占めるとの認識のもと、自主開発比率(2022年度の実績：33.4%)目標を、2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げました。

他方、2021年、第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)以来、気候変動対応のため、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑え、さらに1.5℃に抑える努力をする長期目標の実現に向けた取組みの強化が進められています。また、EU、英国、日本等の主要国をはじめ、各国で2050年に向けて温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする、いわゆる「ネットゼロ目標」が表明されています。2023年のCOP28の合意文書では、2030年までに世界で再生電源容量を3倍に、エネルギー効率を2倍に改善することが盛り込まれました。新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復、エネルギー安全保障、気候変動対応を同時に進める政策や、社会構造の省エネルギー化・クリーン化に向けた政策が展開されています。こうしたネットゼロカーボン社会に向けた議論の進展により、カーボンニュートラルへの対応の緊要性が増すものと考えています。日本政府も「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、温室効果ガス削減目標を掲げている中、水素・アンモニア・CCUS等の石油・天然ガス上流事業のグリーン化及び再生可能エネルギーの導入促進等、カーボンニュートラルを見据えた取組みが大きく加速しているとの認識です。

### 【経営方針】

当社は、2022年2月に「長期戦略と中期経営計画(INPEX Vision @2022)」(以下、「INPEX Vision @2022」)を発表しました。「INPEX Vision @2022」では、経営環境の変化を踏まえつつ、2030年及び2050年に向けた当社の長期戦略を示すとともに、2022年から2024年までの3年間の中期経営計画を策定し、当面の具体的な取組みと目標を示しています。

ネットゼロカーボン社会に向けた国内外における様々な変化は、当社にとって新たな挑戦であると同時に、更なる飛躍の機会と捉えています。今後、当社はこの「INPEX Vision @2022」に基づき、以下の経営方針のもと、我が国及び世界のエネルギー需要に応えつつ、2050年ネットゼロカーボン社会の実現に向けたエネルギー構造の変革に積極的に取り組んでまいります。

また、当社は2023年8月9日発表の「企業価値の持続的向上に向けて」において、資本効率の長期的向上を強く意識し、企業価値の持続的向上を目指すことを示しています。

まず、ポートフォリオの強化による着実な利益成長とコスト削減を進め、ROEと株主資本コストを意識しつつWACCを上回るROICの安定的確保を実現しさらなる高みを目指すとともに、ネットD/Eレシオが概ね30%～50%の範囲内で推移するよう適切な財務のレバレッジのコントロールを通じて、資本効率の向上を目指します。

また、石油・天然ガス分野(イクシスLNG、アバディLNG)の成長、再生可能エネルギーの安定収益化、CCSによる石油・天然ガス分野の座礁資産化リスク低減、水素・アンモニア事業等の推進による将来の成長機会等を通じ、当社の将来事業成長への市場の信認を得るための具体的な取組みを推進します。

さらに、将来事業成長へのコンフィデンスに基づき、資本効率の向上に向けてのアクションとして引き続き株主還元を強化します。

## 1. 石油・天然ガス分野

石油・天然ガス分野を引き続き基盤事業と位置づけ、コアエリアへの選択と集中、天然ガスシフト、事業の強靱化とクリーン化の3点を基本戦略として、それらを一体で進めることで、エネルギーの安定供給と気候変動への責任ある対応という二つの社会的責任を果たします。当社は、従来、石油・天然ガス分野を対象としてコアエリアを選定していましたが、「INPEX Vision @2022」にて、各地域に当社が持つアセット、ネットワーク、技術力等を基盤として、石油・天然ガスとネットゼロ5分野全体のコアエリアとして再設定を行い、両者のシナジーを追求していきます。

第一に、新たに選定した豪州・アブダビ・東南アジア・日本・欧州という5つのコアエリアに対して資金・人材等のリソースを集中させ、事業効率の向上とシナジーの発揮を目指します。コアエリア以外については、バランスの取れたポートフォリオ構築の観点から、収益性や将来性を踏まえて売却も含めて検討します。

第二に、当社はエネルギートランジションが進展する中であっても天然ガスの重要性は引き続き高いものと見ており、当社ポートフォリオにおけるガスの比率の向上を目指したいと考えています。そのため、天然ガスへの投資比率を現在の50%程度から将来的に70%程度に引き上げ、アジア、オセアニアを中心に規模の拡大を図ります。また、将来の水素やアンモニアプロジェクトへの事業参画の転換や拡大についても検討します。油田開発については、早期生産、早期コスト回収、低CO<sub>2</sub>排出を重視し、厳選していきます。

第三に、強靱化については、需要減少や低油価環境下においても収益を確保できる競争力あるプロジェクトポートフォリオとしていくことを目指し、徹底的なコスト削減を図るとともに、デジタル技術の活用等による生産

## 事業報告

性向上を推進します。また、グリーン化については、CCS・CCUSの導入、ゼロフレア実現、再エネ電力の活用、森林クレジットの活用などによりプロジェクトの低炭素化を徹底して進めます。

コアエリア	現在、及び今後推進する取組み
豪州	オペレータープロジェクトであるイクシスLNGプロジェクトにおいて、当初の想定より早いペースで、ほぼ所期の生産量を継続できる状態になりました。現在の年間LNG生産能力890万トンを超えて930万トンに引き上げた上で安定生産を継続できる体制を2024年までに構築できるよう生産プロセスの改善を実施します。また、長期的な生産量維持を確実にするため、周辺鉱区における探鉱及び既発見アセットへの参入を通して追加開発を行い、イクシス既存生産設備へ繋ぎこみを今後加速します。その進捗も踏まえつつ、長期的には2030年頃からのさらなる生産能力拡張も検討しています。
アブダビ	2030年に原油生産能力として、日量500万バレルの達成を目標とする全体の増産計画を踏まえ、当社グループがアブダビで参画する油田群の生産能力増強の早期実現を目指します。新規探鉱事業であるOnshore Block4では、複数の油ガス層の評価作業を進め、早期の生産開始に取り組みます。また、増産計画と併せて、生産コストの更なる削減を目指し、デジタル・トランスフォーメーションの導入等を推進するとともに、GHG排出原単位の削減に向け、CO <sub>2</sub> EOR能力の強化をADNOC(アブダビ国営石油会社)とともに進めてまいります。
東南アジア	アバディLNGプロジェクトについては、2023年10月、従来のジョイントベンチャーパートナーであったShell社からプラタミナ社及びペトロナス社に鉱区権益が譲渡され、両社を新パートナーとして迎えました。2023年12月には、経済性強靱化とグリーン化を主たる修正内容とした改定開発計画がインドネシア政府当局より承認されました。これに伴い、現地でのプロジェクト活動を順次再開し、基本設計作業(FEED)の準備を進め、マーケティングやファイナンス等その他必要な作業も経た上で、早期の最終投資決定(FID)と生産開始を目標としてプロジェクトを推進していきます。アジアにおけるエネルギートランジション促進を目的に更なる天然ガス資源を獲得すべく、ベトナム・マレーシア等において、探鉱・M&Aを推進します。
日本	南関原における天然ガス探鉱を実施し、その結果を踏まえて早期の天然ガス資源の開発を目指します。ガス供給インフラに関しては、新東京ラインの延伸等を行い、約1,500kmのパイプラインによる供給体制の強靱化を図ります。また、直江津LNG基地においては、ガスシフトの推進による需要増加への対応のほか、水素やアンモニアのプロジェクトの推進に合わせて、設備拡張を検討します。
欧州	2022年に取得したスノーレ油田などの生産鉱区を含むノルウェーのアセットをプラットフォームとして、保有鉱区における既発見未開発油ガス田の開発及び周辺探鉱機会の追求により事業を拡大し、さらなる価値向上を目指します。ノルウェーは石油・天然ガス事業における低炭素化の取組みにおいて先進地域であり、スノーレ油田における浮体式洋上風力発電施設の建設を進めるなど、プラントにおいて再生可能エネルギーによる電力を使用することで天然ガスなどの操業に必要な燃料の使用を減らし、操業の低炭素化を推進します。

## 2. ネットゼロ5分野

ネットゼロカーボン社会に向け、気候変動対応目標を定めるとともに、5つの事業を強力に推進します。

### <気候変動対応目標及びその進捗>

気候変動に関するパリ協定目標の実現に貢献すべく、2050年自社排出ネットゼロカーボン等を目指す気候変動対応目標を定めます。具体的な目標は、「2050年絶対量ネットゼロ(Scope 1+Scope 2)」「2030年原単位30%以上低減(Scope 1+Scope 2、2019年比)」「Scope 3の低減」です※1。目標達成に向け、CO<sub>2</sub>地下貯留・活用(CCUS)や森林保全によるCO<sub>2</sub>吸収等に取り組み、石油・天然ガス分野全体のCO<sub>2</sub>低減を強力に推進していきます。

「中期経営計画 2022 - 2024」においても、排出原単位をさらに4.1kg/boe以上低減することを事業目標として立てています。2023年排出原単位は、29kg-CO<sub>2</sub>e/boe(暫定値)となり、2019年比で約30%低減しており、継続して各種低減策の実行に取り組みます。

※1 Scope 1～3の定義は以下のとおり。

Scope 1：報告企業が所有又は管理する発生源からの直接排出量

Scope 2：報告企業が購入し消費する電力、蒸気、熱及び冷却からの間接排出量

Scope 3：報告企業のバリューチェーンで発生するその他すべての間接排出量

### <5つの事業>

#### 1. 水素事業の展開

- 2030年頃までに3件以上の事業化の実現、及び年間10万トン以上の生産・供給を目標として設定し、その実現に向けた取組みを進めます。
  - ・ 国内においては、新潟県柏崎市でのブルー水素・アンモニア製造・利用一貫実証を推進し、2025年中の運転開始を目指すとともに、この実証での成果を元に、2030年頃までに、新潟県における商業規模のブルー水素製造を目指します。
  - ・ 海外においては、米国における大規模低炭素アンモニア事業における年間110万トン以上の商業生産を目指し推進するとともに、豪州における国際液化水素サプライチェーンの構築に向け、日豪間での実証事業を推進し、将来的な商用化を目指します。
  - ・ その他、豪州・アブダビ・米国等において、事業性検討や他社との協業による事業拡大を推進し、さらなるクリーン水素プロジェクトの立ち上げ・参画を目指します。

#### 2. 石油・天然ガス分野のCO<sub>2</sub>低減(CCUS推進)

- 2030年頃にCO<sub>2</sub>圧入量年間250万トン以上という目標を設定し、その実現に向けた技術開発・事業化を推進することで、CCUS分野におけるリーディングカンパニーとなることを目指します。
  - ・ 国内では、2023年に実施した南阿賀油田におけるCO<sub>2</sub>-EORの実証試験を元に、開発中のEOR効率改善技術の確立を図り、CCUS技術の拡大と、海外油田でのEOR技術の展開を推進します。また、2023年8月にはJOGMECによる令和5年度「先進的CCS事業の実施に係る調査」委託事業において、当社が関与する「首都圏CCS事業」と「日本海側東北地方CCS事業」が採択され、事業可能性調査を実施しています。引き続き両案件を推進し、2030年までの日本国内でのCCS事業化を目指します。
  - ・ 海外では、豪州イクシスLNGプロジェクトにおいて2020年代後半にCCSを導入し、第一段階として年間200万トン以上のCO<sub>2</sub>圧入開始を目指すとともに、ダーウィン地域でのCCSハブ事業に主導的役割を果たしていきます。また、アブダビにおいて、ADNOCとともに、アブダビ陸上鉱区の現状年間80万トンのCCUS能力の増強を目指します。

### 3. 再生可能エネルギーの強化と重点化

- 洋上風力・地熱発電事業を中心に、1-2GW規模の設備容量確保を目標に、M&A等により取得したアセットをプラットフォームとして事業を加速的に拡大し、主要なプレイヤーとなることを目指します。
  - ・ コアエリアでの事業拡大  
2021年から2022年にかけて、当社コアエリアである欧州のロンドンや、同じくコアエリアのASEAN地域のジャカルタに再生可能エネルギー事業の統括拠点を設立し、それぞれの地域において再生可能エネルギー事業を推進する体制を構築しました。これらに加えて、2023年7月、当社は、再生可能エネルギー世界最大手のEnel Green Powerと豪州における戦略的な協業に合意しました。当協業では、再生可能エネルギー電源の開発に留まらず、再生可能エネルギー電力供給のバリューチェーンの構築を推進します。
  - ・ 他のネットゼロ事業とのシナジー追求  
石油・天然ガス事業を低炭素化、脱炭素化するために再生可能エネルギーを活用する取り組みを強化していきます。また、再生可能エネルギーによる発電とグリーン水素等の製造や販売を統合的に行うビジネスモデルの構築も、欧州を中心に追求していきます。

### 4. カーボンリサイクルの推進と新分野事業の開拓

- メタネーション※2の社会実装を推進し、2030年を目途に年間6万トン程度の合成メタンを当社パイプラインで供給することを目指すとともに、更なる発展を追求します。
  - ・ メタネーションについては、新潟県長岡市において、2023年6月に世界最大級のメタネーション試験設備の建設を開始し、2026年2月頃に当社ガスパイプライン経由で需要家への供給開始を予定しています。さらに、7月にはアブダビにてMasdarとe-methane製造事業の実現に向けた共同調査契約を締結しています。同プロジェクトには東京ガス・大阪ガスも参画し、日本へのe-methane輸出を目指してアブダビでのメタネーション事業全体の事業性評価に取り組みます。
  - ・ 人工光合成技術※3について、「ARPCHEM(アープケム：人工光合成化学プロセス技術研究組合)」の一員として、ソーラー水素と呼ばれる太陽光による水の直接分解技術の技術開発を担当しており、豪州ダーウィンの実験サイトにてテストプラントを設置し、2021年に約12か月の実験運転を実施しました。これは、日照量が多いサンベルト地域に設置された世界で初めてのソーラー水素生成プラントであり、今後、より高効率化、長寿命化による実用化を目指します。
  - ・ また、新分野事業として、メタン直接分解やドローン技術の活用に注目して取り組んでいるほか、次世代型蓄電池、CO<sub>2</sub>回収技術、核融合関連技術、グリーンギ酸生産技術等を開発するスタートアップ企業との出資協業を進めています。

※2 再エネ電力を用いて、水を電気分解し水素を生産する。これと石炭火力発電所等から排出される高濃度CO<sub>2</sub>や、当社の天然ガス生産時の随伴CO<sub>2</sub>を、CO<sub>2</sub>-メタネーションシステム(メタネーション触媒)によってメタンに変換する。

※3 人工光合成パネルの表面に設置された光触媒を用いて、太陽光により水を酸素と水素に分解し、発生した水素を燃料・原料などに利用する。

### 5. 森林保全の推進

- 森林保全によるCO<sub>2</sub>吸収を目的とした事業を支援から事業参画へ強化・拡充していきます。
  - ・ 顧客向けカーボンニュートラルLNG(生産から消費までのCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロとしたLNG)等の販売を進めています。
  - ・ 優良なREDD+等の事業を支援してクレジットを確保することに加えて、事業自体にパートナーとして参画していくことを目指します。
  - ・ 2022年3月より、オーストラリア・ニュージーランド銀行及びカンタス航空とのカーボンファーマーミング及びバイオマス燃料事業協力に係る協業を開始し、2023年8月から豪州Wheatbeltプロジェクトにて植林を開始しています。

以上の取組みにより、エネルギーの安定供給とネットゼロカーボン社会への対応を推し進め、経済・社会の発展に貢献します。

## ■中期経営計画2022-2024 進捗総括

- 2023年度通期の取組みとして、上流分野ではイクシスLNGプロジェクトやアブダビ原油事業の安定生産の継続、ネットゼロ分野では豪州再エネ事業会社への新規出資を通じた取り組み強化等、各事業目標を順調に進めており、経営目標の達成に向けて着実に進展。
- 株主還元についても、株主の皆様からのご期待と日頃のご支援に応えるべく、還元方針に沿って、配当水準の大幅な切り上げを行うとともに、2022年に続き、自己株式取得を実施。
- 2024年度も、石油・天然ガス分野に加え、ネットゼロ5分野におけるバリューチェーンの拡大によるさらなる事業体制の強化を図り、Vision@2022の達成に向けて推進する。

		2023年12月期 (実績)	2024年12月期 (通期予想)	2024年12月期 (目標)	
前提条件	ブレント原油価格 (米ドル/バレル)	82.17	73.0	60ドル/バレル	70ドル/バレル
	為替 (円/米ドル)	140.66	138.0	110円/米ドル	110円/米ドル
経営目標	親会社株主に帰属する 当期純利益	3,715億円	3,300億円※1	1,700億円	2,400億円
	探鉱前営業キャッシュフ ロー※1	10,620億円	7,140億円※1	6,000億円	7,000億円
	ROE	9.4%	7.7%※1	6.0%程度	8.0%程度
	ネットD/Eレシオ※2	31.9%	30%※1	50%以下	50%以下
事業目標	ネット生産量 (原油換算、日量)	63.0万バレル	64.2万バレル	日量70万バレルを上回る水準へ	
	バレル当たり生産コスト (ロイヤリティを除く)	5.6米ドル/バレル	5.6米ドル/バレル	5ドル/バレル以下へ向けて削減	
	GHG原単位	29kg/boe※3	29kg/boe	2030年目標※4の達成に向け、 3年間で10% (4.1kg/boe) 以上低減	
	安全	重大な事故ゼロ	重大な事故ゼロ	重大な事故ゼロ※5	
株主還元	年間配当/株	74円	76円	・総還元性向は40%以上を目標 ・事業環境、財務体質、経営状況等を踏まえ、自己株式取得を実施	
	総還元性向	52.5%	40%以上	・短期的に事業環境等が悪化した場合でも、1株当たり年間配当金の下限を30円とする	

※1：IFRSベース

※2：イクシス下流JV込みの数値であり制度会計ベースとは異なる

※3：2023年12月末時点で確認可能な排出量の暫定値

※4：2030年目標：2019年排出原単位41.1kg/boeから30%以上低減

※5：重大な事故：オペレーター事業における死亡事故、重大漏洩、重篤負傷

ご参考

■長期戦略と中期経営計画(INPEX Vision @2022)

※2022年2月9日公表

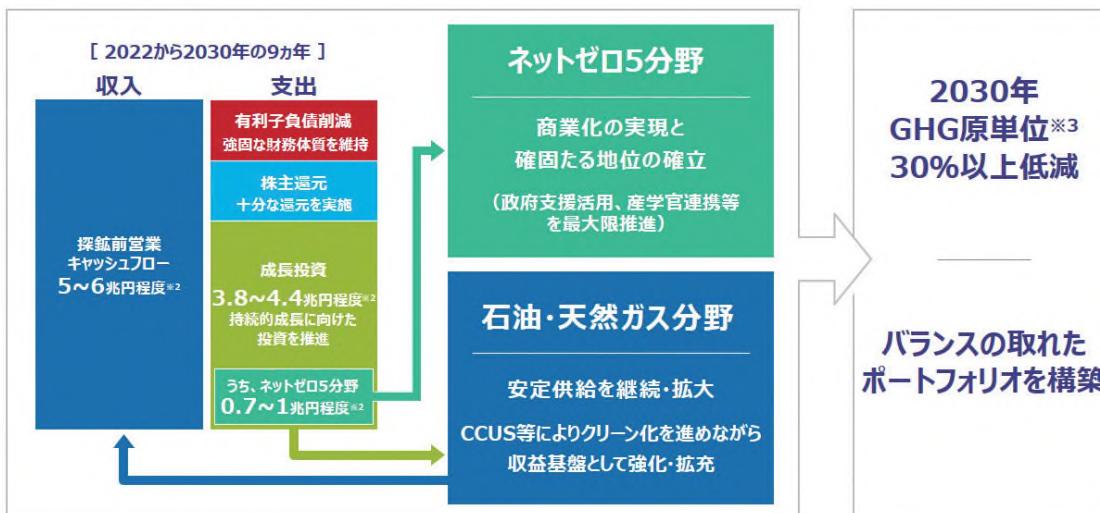
～長期戦略～

2030年頃を目指す姿

2022年から2030年までの9カ年に探鉱前営業キャッシュフローで5～6兆円程度を確保し、この安定したキャッシュフローのうち3.8～4.4兆円程度を成長投資に配分、その内ネットゼロ5分野へ全体の2割程度となる7千億円から1兆円程度を投入します。これにより、ネットゼロ5分野において商業化を実現することで、それぞれの事業で確固たる地位を確立します。

INPEXはネットゼロカーボンを理想から現実に変えていきます

～ネットゼロ5分野へ最大1兆円程度を投入、2030年に営業CF<sup>※1</sup>の1割程度を目指す～



※1：探鉱前営業キャッシュフロー(イクシス下流J JV込みの数値であり制度会計ベースとは異なる。)再エネは持分営業CFベース(概算)  
 ※2：バレルあたり原油価格(Brent)60～70ドルを前提とした場合の概算値 ※3：GHG排出原単位

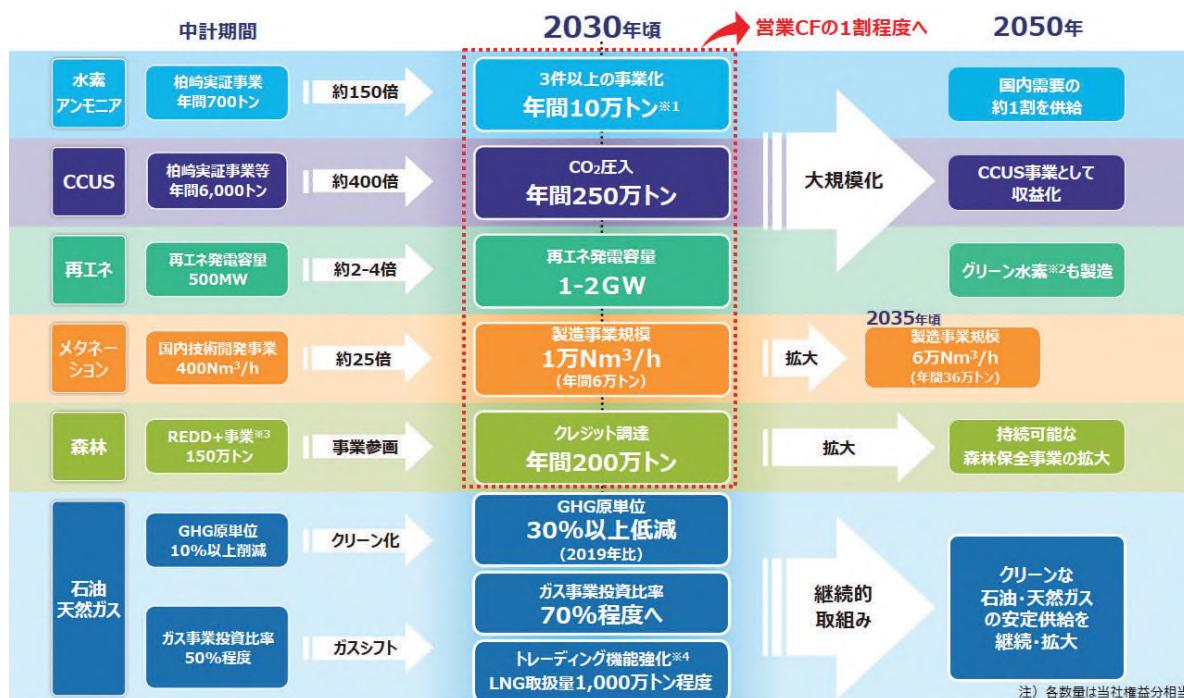
■長期戦略と中期経営計画(INPEX Vision @2022)

※2022年2月9日公表

～長期戦略～

2030年頃を目指す姿

ネットゼロ5分野に関して、再生可能エネルギー事業以外は商業化への初期段階にあるため、中期経営計画期間中、着実に研究・実証を進め、2030年頃に向けて事業化・商業化を進めます。再生可能エネルギー事業に関しては、2030年頃に発電容量で1～2GWを目指します。



※1：アンモニアは水素換算

※2：風力等の再生可能エネルギーを利用し、水を電気分解することで製造される水素

※4：中下流事業等を含む

※3：Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation Plus 森林減少・劣化の抑制によるCO<sub>2</sub>排出削減に加え、森林管理を通じた劣化防止及び植林等による炭素ストックの積極的増加も含むCOP16の「カンコン合意」(2010年)で定める概念

ご参考

■長期戦略と中期経営計画(INPEX Vision @2022)  
～中期経営計画 2022-2024～

※2022年2月9日公表

中期経営計画において定めた経営目標、事業目標及び株主還元は以下のとおりです。

「2030年頃に目指す姿」の実現に向け加速



経営目標

指標	2024年12月期目標 <sup>※1</sup>	
	Brent油価60ドル	Brent油価70ドル
親会社株主に帰属する当期純利益	1,700億円	2,400億円
探鉱前営業CF <sup>※2</sup>	6,000億円	7,000億円
ROE	6.0%程度	8.0%程度
ネットD/Eレシオ <sup>※2</sup>	50%以下	

※1 為替前提：110円/ドル  
※2 イクシス下流JV込みの数値であり制度会計ベースとは異なる

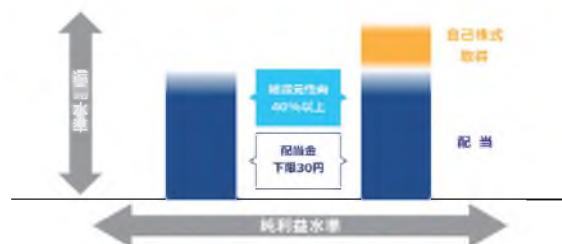
事業目標

指標	2024年12月期目標
ネット生産量	日量70万バレルを上回る水準へ
バレル当たり生産コスト	5ドル/バレル以下へ向けて削減
GHG原単位 <sup>※3</sup>	2030年目標の達成に向け、3年間で10%(4.1kg/boe <sup>※4</sup> )以上低減
安全	重大な事故ゼロ

※3 GHG原単位=(エクイティシェア排出量(Scope 1 + 2) - オフセット) ÷ ネット生産量  
※4 2019年排出原単位41.1kg/boeから30%以上低減

株主還元

- ▶ 安定的な配当を基本としつつ、業績の成長に応じて、株主還元を強化する
  - ・総還元性向は40%以上を目標とする。
  - ・事業環境、財務体質、経営状況等を踏まえ、自己株式取得を実施する。
  - ・短期的に事業環境等が悪化した場合でも、1株当たり年間配当金の下限を30円とする。



■企業価値の持続的向上に向けて  
～企業価値向上に向けた今後の取組み～

※2023年8月9日公表

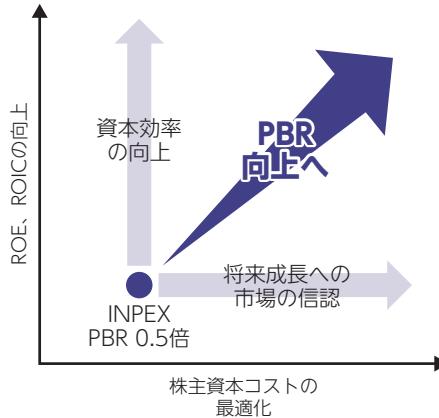
当社は多様なエネルギーの持続可能な長期安定供給を確保しつつ、エネルギー転換トランスフォーメーションに先駆的に取り組むことをINPEX Vision@ 2022で掲げ、この戦略の妥当性は昨今のエネルギー情勢とも合致。

当社事業戦略の推進にあたり、資本効率の長期的向上を強く意識し、事業成長の源泉である投資を行うことで、企業価値の持続的向上を目指し、その成果に基づき株主還元を強化する。

サステナビリティ経営の推進、技術力・人的資本等の経営資源の戦略的配分を通じたエネルギー安定供給、気候変動対応への貢献及びエネルギー転換トランスフォーメーションへの先駆的対応を行う。

資本効率の向上

- ポートフォリオの強化による着実な利益成長、コスト削減
- 資本効率性をよりの確に管理する観点から、新たな管理指標としてROICを導入。ROEと株主資本コストを意識しつつ、WACC（6%程度、CAPMベース）を上回るROICの安定的確保を実現し、更なる高みを目指す
- 適切な財務レバレッジのコントロール



市場の信認を得る  
具体的な取組み

- 以下を通じ、将来事業成長への市場の信認を得る
- 石油・天然ガス分野（イクシスLNG、アパディLNG）の成長
  - 再生可能エネルギーの安定収益化
  - CCSによる、石油・天然ガス分野の座礁資産化リスク低減
  - 水素・アンモニア事業等の推進による将来の成長機会の追求

資本効率の向上に向けてのアクション

将来事業成長へのコンフィデンス

株主還元・投資家との対話の強化

## 6) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

当期末現在における当社の子会社(会社法第2条第3号による)は73社あり、前期末と比較して設立により6社及び新規取得により1社増加し、清算結了により4社及び売却により2社減少しています。これら子会社の事業は原則として、当社の役員及び従業員の兼務・出向により運営されています。主な子会社は以下のとおりです。

会社名 (地域/プロジェクト名)	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
(株)INPEX西豪州ブラウズ石油 (オーストラリア/イクシスLNG)	440,182 百万円	100	石油・天然ガスの探鉱・開発及びイクシスLNGプロジェクト開発事業等への事業資金供給等
INPEX Holdings Australia Pty Ltd (オーストラリア/イクシスLNG)	9,697,953 千米ドル	100	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売・LNGプラントの建設・運営事業等への事業資金供給等
INPEX Ichthys Pty Ltd (オーストラリア/イクシスLNG)	804,456 千米ドル	100	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
ジャパン石油開発(株) (アブダビ/アブダビ海上油田)	5,532 百万円	100	石油の探鉱・開発・生産・販売
JODCO Lower Zakum Limited (アブダビ/アブダビ海上油田)	600,000 千米ドル	100	石油の探鉱・開発・生産・販売
JODCO Onshore Limited (アブダビ/アブダビ陸上油田)	111 千米ドル	65.76	石油の探鉱・開発・生産・販売
(株)INPEXマセラ (インドネシア/アバディLNG)	67,140 百万円	51.93	石油・天然ガスの探鉱・開発
INPEX Idemitsu Norge AS (ノルウェー/スノーレ油田)	727百万 ノルウェークローネ	50.5	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
(株)INPEX北カスピ海石油 (カザフスタン/カシャガン油田ほか)	117,087 百万円	51	石油の探鉱・開発・生産・販売
(株)INPEX南西カスピ海石油 (アゼルバイジャン/ACG油田)	53,594 百万円	51	石油の探鉱・開発・生産・販売
INPEX Europe Limited (英国/モーレイイースト洋上風力発電ほか)	591 百万英ポンド	100	風力発電事業
(株)INPEX地熱開発 (インドネシア/ムアララボ地熱発電ほか)	4,822 百万円	100	地熱発電事業
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	2,716,000 千米ドル	100	当社グループ内ファイナンス業務及びプロジェクトの財務業務サポート
INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	101,000千米ドル 及び1,050千 シンガポールドル	100	石油・天然ガスの売買等

(ほか59社)

### ②特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
(株)INPEX西豪州ブラウズ石油	東京都港区赤坂五丁目3番1号	857,375	2,657,503

## 7) 主要な事業内容

- ・石油、天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発及び生産
- ・地熱、風力、太陽光その他のエネルギー資源の調査、開発及び生産
- ・上記に定める資源及びそれらの副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売及び輸送
- ・電気、熱等の供給

## 8) 主要な営業所

名 称	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番1号
技術研究所	東京都世田谷区
直江津LNG基地	新潟県上越市
東日本鉱業所	新潟県新潟市
東日本鉱業所 秋田鉱場	秋田県秋田市
東日本鉱業所 千葉鉱場	千葉県山武市
東日本鉱業所 南阿賀鉱場	新潟県阿賀野市
東日本鉱業所 長岡鉱場	新潟県長岡市
海外拠点	所在国
パース	オーストラリア連邦
ダーウィン	オーストラリア連邦
アブダビ	アラブ首長国連邦
ジャカルタ	インドネシア共和国
シンガポール	シンガポール共和国
オスロ	ノルウェー王国
ロンドン	英国
アスタナ	カザフスタン共和国
ヒューストン	米国

(注) 上記には当社子会社の拠点も含まれています。

## ／ 事業報告

### 9) 従業員の状況

報告セグメント等		従業員数(名)	前期末比
国内O&G			
海外O&G	イクシスプロジェクト	3,201 [420]	120名増
	その他のプロジェクト		
その他			
全社（共通）		330[18]	47名増
合計		3,531[438]	167名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ(当社及び当社の連結子会社)から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへ  
の出向者を含む就業人員数です。
2. 従業員数欄の[ ]は外数で、臨時従業員の当期における平均雇用者数です。なお、平均臨時雇用者数には、海外における開発プロジ  
ェクト推進のため契約ベースにより雇用する現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業に従事する契約社員、嘱託、並び  
に派遣社員等が含まれています。
3. 当社グループは、多くの部門において、同一の従業員が複数の事業に従事しています。
4. 全社（共通）には、当社の総務部門、経理部門等の管理部門の従業員が含まれています。

### 10) 主要な借入先

借入先	借入残高(億円)
(株)国際協力銀行	2,549
(株)みずほ銀行	2,218
(株)日本政策投資銀行	1,615
(株)三井住友銀行	1,451
(株)三菱UFJ銀行	1,439

## 2 株式に関する事項

1) 発行可能株式総数	(普通株式)	3,600,000,000株
	(甲種類株式)	1株
2) 発行済株式の種類及び総数	(普通株式)	1,386,667,167株(自己株式 127,531,146株を含む)
	(甲種類株式)	1株
3) 株主数	(普通株式)	292,163名
	(甲種類株式)	1名

### 4) 大株主の状況

株主名	持株数(株)			持株比率(%)
	普通株式	甲種類株式	合計株式	
経済産業大臣	276,922,800	1	276,922,801	21.99
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	176,384,000	—	176,384,000	14.01
(株)日本カストディ銀行(信託口)	71,213,390	—	71,213,390	5.66
石油資源開発(株)	53,446,600	—	53,446,600	4.24
日本証券金融(株)	33,911,300	—	33,911,300	2.69
SMB C日興証券(株)	33,709,210	—	33,709,210	2.68
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	20,028,243	—	20,028,243	1.59
J P モルガン証券(株)	17,545,677	—	17,545,677	1.39
三菱商事(株)	14,623,200	—	14,623,200	1.16
野村信託銀行(株)(投信口)	14,304,100	—	14,304,100	1.14

(注) 1. 持株比率は自己株式(127,531,146株)を控除して計算しています。

2. 持株比率は、単位未満を四捨五入しています。

## 5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況（普通株式）

区 分	株 式 数（普通株式）	交付対象者数
取締役（退任者を含む）	11,175株	1名
監査役	5,816株	1名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役については、株式報酬制度の対象者ではありません。  
2. 監査役に交付された株式は、監査役就任前の執行役員としての職務執行の対価として当事業年度中に交付されたものです。

## 6) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2023年8月9日の取締役会において自己株式の取得を決議し、2023年8月10日から2023年11月30日までの期間に普通株式47,768,600株を総額99,999,852,800円で取得しています。なお、2024年1月31日に当社普通株式127,531,100株を消却しました。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
北村俊昭	代表取締役会長	—
上田隆之	代表取締役社長	—
川野憲二	取締役 副社長執行役員	再生可能エネルギー・新分野事業本部長、米州事業ユニット及び戦略プロジェクト室担当、コンプライアンス担当、海外事業統括
橘高公久	取締役 専務執行役員	経営企画本部長、法務担当
佐瀬信治	取締役 専務執行役員	総務本部長
山田大介	取締役 常務執行役員	財務・経理本部長
滝本俊明	取締役 常務執行役員	水素・CCUS事業開発本部長
柳井準	取締役(社外)	—
飯尾紀直	取締役(社外)	—
西村篤子	取締役(社外)	大成建設(株) 社外取締役
西川知雄	取締役(社外)	—
森本英香	取締役(社外)	高砂熱学工業(株) 社外取締役
川村明男	常勤監査役	—
刀禰俊哉	常勤監査役(社外)	—
麻生憲一	常勤監査役(社外)	—
秋吉満	監査役(社外)	(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ 社外取締役
木場弘子	監査役(社外)	東海旅客鉄道(株) 社外取締役

## ／ 事業報告

(注)

1. 当期中の取締役の会社における地位及び担当の異動は次のとおりです。なお、( )は異動前の地位及び担当です。

氏名	異動の日付	会社における地位及び担当
川野 憲二	2023年3月28日	取締役 副社長執行役員 再生可能エネルギー・新分野事業本部長 米州事業ユニット及び戦略プロジェクト室担当、コンプライアンス担当、海外事業統括 (取締役 副社長執行役員 再生可能エネルギー・新分野事業本部長 米州事業ユニット及び戦略プロジェクト室担当、海外事業統括)

2. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員について、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届出しています。
3. 大成建設(株)、高砂熱学工業(株)、(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ及び東海旅客鉄道(株)の各社との間に特別の関係はありません。なお、いずれの社外役員も当該兼職先各社の業務を執行していないため、その独立性に影響はありません。
4. 監査役 川村明男氏は、財務、会計部門における豊富な経験があり、財務、会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役 刀禰俊哉氏は、財務、税務等の分野における豊富な経験があり、財務、税務等に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役 麻生憲一氏は、国際金融、財務等の分野における豊富な経験があり、国際金融、財務等に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 秋吉満氏は、財務部門における豊富な経験があり、財務等に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 木場弘子氏の戸籍上の氏名は、與田弘子です。
9. 取締役 滝本俊明氏並びに監査役 川村明男氏、監査役 刀禰俊哉氏及び監査役 麻生憲一氏は2023年3月28日開催の第17回定時株主総会において選任され、就任しています。
10. 2023年3月28日付をもって取締役 池田隆彦氏並びに監査役 日俣昇氏、監査役 外山秀行氏及び監査役 三宅真也氏が任期満了により退任しました。

## 2) 執行役員の氏名等 (2024年1月1日現在)

氏名	会社における地位及び担当
<b>社長執行役員</b>	
* 上田 隆之	
<b>副社長執行役員</b>	
* 川野 憲二	再生可能エネルギー事業本部長 戦略プロジェクト室担当 コンプライアンス担当、海外事業統括
藤井 洋	アブダビ事業本部長
<b>専務執行役員</b>	
大川 人史	総務本部長 兼 オセアニア事業本部長
* 山田 大介	財務・経理本部長
* 滝本 俊明	経営企画本部長 法務担当、ネットゼロ事業統括
<b>常務執行役員</b>	
仙石 雄三	上流事業開発本部長
八方 庸介	資材・情報システム本部長
栗村 英樹	技術本部長 兼 イノベーション本部長 HSE担当
杉山 広巳	国内E&P事業本部長
加藤 博史	グローバルエネルギー営業本部長
渡邊 章弘	アジア事業本部長
宮永 勝	国内エネルギー事業本部長

氏名	会社における地位及び担当
<b>執行役員</b>	
細野 宗宏	欧州・中東事業本部長
池田 幸代	欧州・中東事業本部本部長補佐 INPEX Idemitsu Norge AS Managing Director (在オスロ)
高田 伸一	オセアニア事業本部本部長補佐 Senior Vice President Development、 INPEX Holdings Australia Pty Ltd Director (在パース)
加賀野井 彰一	水素・CCUS事業開発本部長
村山 徹博	オセアニア事業本部本部長補佐 President Director Australia、 INPEX Holdings Australia Pty Ltd Director (在パース)
野尻 渉	HSEユニットGM
福井 敬	総務本部本部長補佐 総務ユニットGM
岡本 浩一	グローバルエネルギー営業本部本部長補佐
高橋 功	技術本部本部長補佐
長谷川 健二	アジア事業本部本部長補佐 President Director Indonesia、 (株)INPEXマセラ 取締役 (在ジャカルタ)
落合 浩志	欧州・中東事業本部本部長補佐 INPEX Idemitsu Norge AS Deputy Managing Director (在オスロ)
今田 美郎	再生可能エネルギー事業本部本部長補佐 INPEX Europe Ltd. Managing Director (在ロンドン)
小川 晋一	総務本部本部長補佐 人事ユニットGM
戸出 繁	イノベーション本部本部長補佐 ニューベンチャーユニットGM
田内 信也	欧州・中東事業本部本部長補佐 (株)INPEX南イラク石油取締役 (在ドバイ)
矢吹 博英	アブダビ事業本部本部長補佐 業務企画ユニットGM

- (注) 1. \*印の執行役員は、取締役を兼務しています。  
2. GMは、ジェネラルマネージャーの略称です。

### 3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

### 4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である北村俊昭氏、上田隆之氏、川野憲二氏、橘高公久氏、佐瀬信治氏、山田大介氏、滝本俊明氏、柳井準氏、飯尾紀直氏、西村篤子氏、西川知雄氏及び森本英香氏並びに監査役である川村明男氏、刀禰俊哉氏、麻生憲一氏、秋吉満氏及び木場弘子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることとしています。

### 5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当社執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該責任は補填されない等の免責事由があります。また、保険料は全額当社が負担しています。

### 6) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針の内容及び決定方法等

(役員報酬の基本方針)

当社の取締役の報酬は、以下を基本方針としています。

1. 当社の経営理念の実現に向けた、優秀な経営人財の確保・維持に資するものであること
  2. 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
  3. 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、透明性・客観性の高い報酬制度であること
- 当社は、当該基本方針に基づき、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について以下のとおり取締役会において決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたり、取締役会の諮問機関として、社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会がその原案について、当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

(報酬水準)

当社の取締役の報酬水準は、外部調査機関のデータを活用し、同規模企業群や類似業種をピアグループとした役員ごとの水準にかかる調査・分析を行った後、指名・報酬諮問委員会において妥当性を検証のうえ、取締役会の決議により設定します。また、外部環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

### (報酬構成)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬構成は、役位ごとの職務内容に応じた「基本報酬」、短期インセンティブ報酬としての「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」から構成されます。なお、社外取締役及び監査役の報酬は、その職務の独立性の観点から、「基本報酬」のみで構成しています。

#### 1. 基本報酬

- ・各取締役の役位ごとの職務内容に基づき、月例の固定報酬として支給する金銭報酬
- ・上記に加え、社外取締役のうち委員を兼任する場合は、月例の固定報酬に加算して支給する金銭報酬

#### 2. 賞与

- ・単年度の会社業績や担当部門業績を勘案した毎年6月に支給する業績連動型の金銭報酬
- ・会社業績指標は、当社の主要な財務指標である親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期利益」)と探鉱投資前営業キャッシュフローに加え、非財務指標として当社の使命であるエネルギーの安定供給を果たすうえで不可欠となる安全指標(重大な事故ゼロ)を採用し、これらの目標達成度に応じて下表の評価ウエイトに基づき報酬額を算定し、最終的な報酬額は0~200%の範囲内で変動します。
- ・担当部門業績は、社長・会長等を除く各取締役が管轄する担当部門の目標達成度について毎年評価を行うこととし、会社業績指標の達成度に基づき算定された各取締役の賞与額に各本部の評価結果を反映します。

賞与のKPI		評価ウエイト
財務指標	当期利益	45%
	探鉱投資前営業キャッシュフロー	45%
非財務指標	安全指標(重大な事故ゼロ)	10%

#### 3. 株式報酬

- ・当社の中長期的な業績及び企業価値向上への取締役の貢献意識を高めることを目的とした業績連動型の要素と、取締役の自社株保有を通じて株主との利害共有意識を強化することを目的とした固定型の要素を併せた取締役の退任後に支給する株式報酬
- ・役位ごとに株式報酬基準額を定め、当該基準額の一部を業績連動(Performance Share)、残りを非業績連動(Non-Performance Share)の株式報酬として構成します。
- ・業績連動部分にかかる会社業績指標は、中期経営計画における主要な経営指標である当期利益・探鉱投資前営業キャッシュフロー・ROE・総還元性向に加えて、石油・天然ガス事業の徹底した強靱化とネットゼロ5分野における各事業の推進を目標としたバレル当たり生産コスト・温室効果ガス排出原単位を採用し、これらの目標達成度に応じて、下表の評価ウエイトに基づき報酬額を算定し、最終的な報酬額は0~200%の範囲内で変動します。
- ・非業績連動部分は、株主との利害共有意識を強化する観点から、交付株式数が固定された株式報酬として支給します。
- ・株式報酬は、信託型株式報酬制度を通じて支給します。本制度は、制度対象者に対して、役位や業績等に応じたポイントを毎年付与し、原則として制度対象者の退任後に、累積したポイント数に相当する当社株式を信託から交付するものです。

## 事業報告

・株式報酬は、取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

株式報酬のKPI		評価ウエイト
財務指標	当期利益	30%
	探鉱投資前営業キャッシュフロー	30%
	ROE	10%
	総還元性向	10%
非財務指標	バレル当たり生産コスト	10%
	温室効果ガス排出原単位	10%

・目標達成度が100%の場合の社長の基本報酬、賞与、株式報酬の比率は概ね50%：30%：20%となるように設定しています。

当期における賞与及び株式報酬のKPIの期末実績は「1. 企業集団の現況に関する事項 ご参考 中期経営計画 2022-2024 進捗総括」に記載のとおりです。なお、当期における取締役の賞与及び株式報酬については、期末実績を参照し、指名・報酬諮問委員会における多角的な検討、審議を経て取締役会において決定しております。

### （報酬決定プロセス）

・当社は、取締役の報酬の決定にかかる取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、同委員会の答申を受け、取締役会において取締役の報酬の額又はその算定方法にかかる決定方針を定めています。なお、監査役の報酬は、株主総会で承認された金額の枠内で監査役の協議により決定しております。

・指名・報酬諮問委員会は、原則として年4回以上開催することとし、取締役報酬等の額及び算定方法並びに個人別の報酬等の内容の決定方針にかかる主要事項を審議のうえ、取締役会に対して助言・提言を行っており、取締役会はその助言・提言の内容を最大限に尊重して意思決定を行います。なお、取締役の個人別の報酬支給額(担当部門業績評価を踏まえた賞与の最終支給額等)については、当社の経営状況を最も熟知している代表取締役社長である上田隆之が、取締役会決議により一任を受け、同委員会の助言・提言の内容に基づき決定します。

・当社を取り巻く外部環境や社会・経済情勢等に鑑み、業績連動報酬にかかる目標値や算定方法等の妥当性について、指名・報酬諮問委員会において慎重に審議を行ったうえで、取締役会の決議により、各取締役の報酬額算定に調整を加えることがあります。

## ②当期における取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬	
取締役合計	616	426	140	50	13
取締役(社内)	540	350	140	50	8
社外取締役	75	75	—	—	5
監査役合計	126	126	—	—	8
監査役(社内)	34	34	—	—	2
社外監査役	91	91	—	—	6

- (注)1. 上表には、2023年3月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名（うち、社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の基本報酬は、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において、賞与を含めて年額9億円以内（うち社外取締役に對して1億円以内）と決議しており、当該決議日時点の員数は12名（うち社外取締役は5名）です。
4. 監査役の基本報酬は、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において、年額1億4,000万円以内と決議しており、当該決議日時点の員数は5名です。
5. 取締役の賞与は、当事業年度に係る役員賞与支給予定額を記載しております。なお、同金額の算定においては、指名・報酬諮問委員会における多角的な検討、審議を経ております。
6. 株式報酬は非金銭報酬等に該当します。
7. 当社は、2018年6月26日開催の第12回定時株主総会において、取締役及び執行役員の株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の導入を決議いたしました。表の株式報酬は、取締役に対する役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額です。なお、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において当社が拠出する1事業年度あたりの金員の上限は4億3,400万円、制度対象者に付与するポイントの1事業年度あたりの上限は806,000ポイント（当社株式806,000株相当）に改定しており、当該決議日時点の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）の員数は7名です。

## 7) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

### ①社外取締役

氏名	主な活動状況等	取締役会への出席の状況
柳井 準	主に、企業経営者としての経験や資源・エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的かつ法務・リスクマネジメントの視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	16回中16回 (100%)

## 事業報告

氏名	主な活動状況等	取締役会への出席の状況
飯尾紀直	主に、企業経営者としての経験や資源・エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的な視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	16回中16回 (100%)
西村篤子	外交官としての豊富な経験や国際情勢に関する幅広い見識に加え、特命全権大使(女性・人権人道担当)・大学教授としての専門知識等を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	16回中16回 (100%)
西川知雄	国際弁護士・法律事務所の代表弁護士としての豊富な経験と見識に加え、税理士・大学教授としての専門的な知識をはじめとする様々な分野に関する知見を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や助言を行う役割を期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。	16回中16回 (100%)
森本英香	環境事務次官としての環境及びエネルギー政策に関する豊富な経験と見識に加え、大学教授としての専門的な知識をはじめとする様々な分野に関する知見を活かし、サステナビリティの視点からの業務執行の監督や助言を行う役割を期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。	16回中16回 (100%)

## ②社外監査役

氏名	取締役会及び監査役会における発言の状況等	取締役会への出席の状況	監査役会への出席の状況
刀禰俊哉	財務及び税務等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	12回中12回 (100%)	13回中13回 (100%)
麻生憲一	国際金融・財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	12回中12回 (100%)	13回中13回 (100%)
秋吉満	財務及び経営等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	16回中16回 (100%)	17回中17回 (100%)
木場弘子	フリーキャスター及び大学教員並びに総合資源エネルギー調査会や交通政策審議会等の公職における委員としての豊富な経験によって培われた多様で幅広い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	16回中16回 (100%)	17回中17回 (100%)

(注) 監査役 刀禰俊哉氏及び麻生憲一氏につきましては、2023年3月28日就任後の状況を記載しています。

(注) 本事業報告中の記載金額等につきましては、別に注記しているものを除き、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

# ■ 事業報告

## 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	400百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	515百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質の確保等の観点から妥当なものと認められるとして、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

# 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況の概要

## 【業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての決定内容】

「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容の概要は、次のとおりです。なお、本概要は、2023年12月25日開催の取締役会における一部改定の決議を反映したものです。

### ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、サステナビリティ憲章及び行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、コンプライアンス担当役員及び常設組織の本部長又は担当役員等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図ることで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。社長直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、年度毎に内部監査計画を策定し、同計画及び内部監査結果について、定期的に取り締り会並びに常勤監査役及び監査役会へ報告する。

さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存及び管理する。

### ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

### ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

(1) 重要事項の決定については、常勤の取締役、役付執行役員等で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。

(2) 日常の職務遂行については、取締役会規程その他の社内規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベル

の責任者が迅速に業務を遂行する。

また、取締役会は、長期の経営戦略と中期の経営計画を策定するとともに、その進捗状況の報告を受ける。

当社は、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため取締役等を本部長とする本部制を採用しているが、各本部等は、経営計画等を実現するため、重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、事業環境に応じた主要なマイルストーンとなる取組みを推進し、経営会議は、その進捗状況の報告を受ける。

#### ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

**イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求め、又は承認する。

**ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、子会社におけるリスク管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。

**ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、長期の経営戦略と中期の経営計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。

(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会又は取締役合議にて決定を行う。

(2)子会社の日常の職務執行については、子会社における職務権限を定めた規程に基づいて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

**二) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知徹底する。

当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。

当社は、子会社において取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結する。

**⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置く。

当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

**⑦当社の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議の回付等を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

当社グループの内部通報制度においては、コンプライアンス担当役員は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者並びに使用人及び退職後1年以内の使用人からの内部通報の状況について、速やかに当社の常勤監査役に対して報告する。

**⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

**⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。併せて、当社は、監査役と社外取締役との定期会合の機会を確保し、相互連携と情報共有の充実を図る。

また、当社は、監査役が内部監査部門とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。

さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

## 【業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要】

当社は、「株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容に基づき、内部統制システムを適切に運用しておりますが、当事業年度における主な運用状況の概要は、次のとおりです。

### <コンプライアンス体制>

当社は、当社グループの行動規範(Code of Conduct)を制定し、全ての役員及び従業員に対し、法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けております。また、コンプライアンス委員会を定期的及び随時に開催し、コンプライアンスの実践状況等を確認するとともに、取締役会にも報告しております。

コンプライアンス委員会で決議した活動計画に従い、社内の各種ツールを利用したコンプライアンスに関する情報発信や、定例の社内コンプライアンス研修等の開催に加えて、当年度の重点的な活動として、役員向けのコンプライアンス研修を実施したほか、2022年度に実施した意識調査のフィードバック研修や、職場環境のモニタリング等を目的としたハラスメントやコミュニケーションに関わるアンケート調査を実施しました。また、各部署に配置したコンプライアンス推進担当者とコンプライアンスを統括する部署の担当者との会合を半期毎に開催するなど、職場全体としてのコンプライアンス活動の拡充・強化に取り組みました。

グローバルに事業を展開する当社グループのコンプライアンス体制を更に強化するため、国内外の当社グループ社員から、経営上のリスクが特に高い贈収賄・汚職、競争法違反、不正な会計処理の3つの分野に関して、多言語での受付を可能とするグローバルな内部通報制度を運用するとともに、贈収賄・汚職防止に係る当社グループの姿勢を包括的に明示する「INPEXグループグローバル贈収賄・汚職防止方針」を公表しております。

また、人権尊重に対する当社の姿勢を明示するため、「INPEXグループ人権方針」を策定・公表しております。さらに、英国法「Modern Slavery Act 2015」に基づき、当社グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の防止への取組みに係るステートメントを開示しているほか、当社グループが事業を展開する豪州、ノルウェーにおいても、関係法令に基づき、人権侵害の防止への取組み等に係るステートメント等を開示しております。

加えて、人権や公正な企業活動、機密保持等のコンプライアンスに関わる事項を含むESGへの取組みをサプライチェーン全体で強化すべく「サプライヤー行動規範」を制定し、当社標準契約書の中に含める形式で契約先サプライヤーに遵守を求めています。

グローバルに事業を展開する当社グループは、税務コンプライアンスに関する基本的な考え方を表明する「税務方針」を策定・公表しており、クロスボーダー取引に係る税務等に適切に対応するため、税務ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

当社では、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、本年度は、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

## <リスク管理体制>

事業に関連する様々なリスクに対処するため、まず、石油・天然ガス上流事業における新規プロジェクトの取得に際しては、上流事業開発本部により一元的に採否の分析・検討を行っています。また、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価等を組織横断的に行うための仕組みとして「INPEX Value Assurance System(IVAS)審査会」を運営しているほか、各プロジェクトのリスク及び対処方針を定期的に見直すとともに、主要なプロジェクトについては取締役会にて報告しております。

次に、再生可能エネルギー事業や水素・CCUS事業に関しては、再生可能エネルギー・新分野事業本部及び水素・CCUS事業開発本部がそれぞれ担当する事業の総合調整をしています。IVAS審査会や外部専門家の検証を実施するとともに、重要なプロジェクトについては取締役会にて報告しております。

また、事業を行う国や地域のカントリーリスク管理に係るガイドラインを制定し、リスクの高い国には累積投資残高の目標限度額を設定する等の管理を行っています。

さらに、為替、金利、原油・天然ガス価格、及び有価証券価格の各変動リスクを特定し、それらの管理・ヘッジ方法を定めることで財務リスク管理を行っています。

また、HSE(健康・安全・環境)リスクに関しては、当社の事業活動における安全衛生、プロセスセーフティ、環境保全の継続的改善を推進するため、HSEマネジメントシステムで定めるHSEリスク管理要領に基づき、事業所毎にHSEリスクの特定、分析・評価を行っています。また、リスク対応策を策定、実行するとともに、HSEリスクを監視するため、リスク管理状況を定期的に本社に報告させ、本社ではこれを確認しております。さらに、セキュリティに関するリスク等についても、関連する要領や指針をもとに全社的な管理に取り組んでおります。さらにノンオペレータープロジェクトのHSE管理についても、各プロジェクトのリスクに応じたHSE関与を推進しております。

一方、大規模な事故や災害等による緊急事態に対応できる能力を高めるため、緊急時・危機対応計画書を策定・維持するとともに、平時より緊急時対応訓練を定期的実施する等、積極的にリスク管理に努めております。また、重要な業務を停止させないために事業継続計画(BCP)を策定しており、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、BCPを発動して、感染症対策や在宅勤務を含めた必要な対策を実施するとともに、コーポレート危機対策本部を立ち上げ、海外事業所を含めた全社的な状況把握を実施しました。(2023年5月に同危機対策本部は解散)

このほか、重要な契約や訴訟等に関する事業部門及び経営陣への適切な法的助言ができる体制の整備並びに国内外の事業への法務サポート機能のさらなる充実のため、リーガルユニットを独立した組織とし、リーガルリスクの管理も強化しております。

また、情報セキュリティ委員会を定期的及び随時に開催し、組織的・体系的な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報漏えい防止を含む教育・訓練も実施しております。

## <職務執行の効率性を確保するための体制>

2018年5月に「ビジョン2040」及び「中期経営計画2018-2022」を策定し、2021年1月には、気候変動対応目標及びネットゼロカーボン社会に向けた当社の事業戦略をお示した「今後の事業展開～2050 ネットゼロカーボン社会に向けて～」(以下、「今後の事業展開」)を公表しました。そして、2022年2月に「長期戦略と中期経営計画 (INPEX Vision @2022)」(以下、「INPEX Vision @2022」)を発表

致しました。今般の「INPEX Vision @2022」におきましては、上記の経営環境の変化を踏まえつつ、2030年及び2050年に向けた当社の長期戦略をお示するとともに、具体的な取り組みと目標を掲げた2022年から2024年までの3年間の中期経営計画を策定しております。長期戦略と中期経営計画を実現するための経営執行部門の事業運営方針である全社取組方針を踏まえ、全社の年度計画・目標を策定するとともに、中間及び期末にその進捗状況の振り返りを実施し、その評価結果について取締役会に報告しております。

また、「INPEX Vision @2022」に基づいて策定された「気候変動対応の基本方針」に沿った対応の推進状況を具体的に紹介する「INPEXの取組み」についても、直近の活動実績を反映して改定しました。なお、「INPEXの取組み」については原則として毎年1回その進捗を取締役に報告することとしております。

### <グループ会社の経営管理体制>

グループ経営管理規程及びグループ経営管理に係る契約に基づき、当社は、グループ会社との間で重要事項について報告を求め、又は承認をしております。また、当社の内部監査部門である監査ユニットが、年度監査計画に基づき子会社の監査を実施するとともに当社取締役会並びに常勤監査役及び監査役に監査結果を報告しております。

一方、グループ運営に当たっては、海外プロジェクトの子会社について当社との兼務体制を活用するとともに、併せて資金面では、Cash Management Systemによるグループ資金の一元管理体制を通して資金効率を高めているほか、シンガポール共和国に設立した当社金融子会社でのグループ内ファイナンス業務の集中管理等、効率的な事業運営を図っております。

当社の内部通報制度はグループ全体に適用されるものとなっており、当社及び各子会社における研修及び周知活動を通じて、通報者に対する不利な取り扱いの禁止を徹底しております。

### <監査役の実効性を確保するための体制>

監査役は、監査の実効性の向上を図るため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議への出席、各部門に対するヒアリング、代表取締役をはじめ各取締役との会合等を通じて、必要な情報収集と意見交換を行っております。また、当社の内部監査部門である監査ユニットの年度監査計画の策定に際して意見交換を行い、かつ、個々の監査結果について随時報告を受けるほか、会計監査人から四半期毎の決算のレビュー結果を含め必要な報告を受けるなど、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を取っております。

さらに、常勤監査役は、コンプライアンス担当役員より、内部通報の内容及びその対応について速やかに報告を受けております。

なお、執行部から独立した専任の使用人を配置する組織として監査役室が設置され、監査役の職務を補助しております。

# 株式会社の支配に関する基本方針

## ①経営に関する基本方針

当社グループは、今後も増加する我が国及び世界のエネルギー需要に応え、長期にわたり引き続き、エネルギー開発・安定供給の責任を果たしつつ、2050年ネットゼロカーボン社会の実現に向けたエネルギー構造の変革に積極的に取り組みます。具体的には、石油・天然ガス分野を引き続き基盤事業と位置づけ、事業の強靱化とグリーン化を進めることにより、エネルギーの安定供給と気候変動への責任ある対応という二つの社会的責任を果たしてまいります。さらに、ネットゼロカーボン社会に向け、気候変動対応目標を定めるとともに、水素事業、石油・天然ガス分野のCO<sub>2</sub>低減(CCUS他)、再生可能エネルギーの強化と重点化、カーボンリサイクルの推進と新分野事業の開拓、森林保全の推進のネットゼロ5分野を推進します。

## ②財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取組み

当社グループは、資本効率性・財務健全性を意識しつつ、強固な財務体質を活かして、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等への成長投資を行います。当社グループは、プロジェクトが生み出すキャッシュを、成長投資と株主還元バランスよく配分することで、新たなキャッシュの創出と株主価値の増大を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は、上記①の方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部又は一部の処分等、iii)当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(以下、「甲種類株主総会」という)の決議が必要とされております。ただし、i)取締役の選解任及びiv)統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が令和4年経済産業省告示第54号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類

株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、従って甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

**③上記②の取組みについての取締役会の判断**

上記②の取組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も令和4年経済産業省告示第54号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記①の方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社INPEX

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎	一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	幹雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	諸貫	健太郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INPEXの2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の方法、職務の分担等を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社INPEX

監査役会

常勤監査役	川村明男	印
常勤監査役(社外監査役)	刀襦俊哉	印
常勤監査役(社外監査役)	麻生憲一	印
監査役(社外監査役)	秋吉満	印
監査役(社外監査役)	木場弘子	印

以上